

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度届出用）

事業所等情報

事業者	フリガナ	シャカイフクシホウジン ロングラン		
	名称	社会福祉法人 ロングラン		
主たる事務所の所在地	〒	新潟県柏崎市錦町5-20		
	電話番号	0257-21-5090	FAX番号	0257-21-5093
事業所番号	添付書類1による。			
事業所等の名称				
提供するサービス				
届出る事業所数	特定加算(Ⅰ) 2事業所 特定加算(Ⅱ) 12事業所 特定加算(区分無) 0事業所			合計 14 事業所

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	添付書類1による。	
②	現行の処遇改善加算の取得状況		
③	福祉専門職員配置等加算等の取得状況		
④	特定処遇改善加算 算定対象月	令和 元 年 10 月	～ 令和 2 年 3 月
⑤	令和元年度 特定処遇改善加算(報酬)の見込額	2,178,600 円	
⑥	1) 賃金改善の見込額 2-3	4,145,250 円	
	2) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 5+10+14	19,766,845 円	
	3) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 6+11+15	15,621,595 円	
⑦	4) ④(経験・技能のある障害福祉人材)の平均賃金改善額 (5-6)÷7	460,583 円	
	5) ④加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	19,766,845 円	
	6) ④初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	15,621,595 円	
	7) ④の人数	9.0 人	
	8) 7のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)	6.0 人	
⑧	9) ⑥(他の障害福祉人材)の平均賃金改善額 (10-11)÷12	0 円	
	10) ⑥加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 平均賃金A	0	0 円
	11) ⑥初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	0 円	
	12) ⑥の人数	0.0 人	
⑨	13) ⑦(その他の職種)の平均賃金改善額 (14-15)÷16	0 円	
	14) ⑦加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 平均賃金B	0	0 円
	15) ⑦初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	0 円	
	16) ⑦の人数	0.0 人	
	17) 16のうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)	0 円	
⑩	賃金改善実施期間	令和 元 年 10 月 ～ 令和 2 年 3 月	
	※原則10月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。		
⑪	18) 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。		
	・基本給を月額2万円アップする【新卒の基本給アップのため、賃金ベースをアップする必要がある】 ・処遇改善手当を新設し、月額1.5万円支給する ・役職手当の増額(2万円)、新設(1万円)ならびに資格手当(介護福祉士・社会福祉士各0.5万円)を新設する ・1人のサービス管理責任者に対して、年俸として441万円を支給し処遇改善を計る。(315,000円×14回)		
	19) ④経験・技能のある障害福祉人材の基準設定の考え方を記載すること。	・サービス管理責任者(提供責任者含む)、保育士、社会福祉士で、経験年数が7年以上とした。(一人については育児休業明けの短時間勤務をしている対象者が入っている)	